

マイナポイントの申込み期限が延長されました マイナンバーカード・マイナポイント 手続きサポートをご活用ください

マイナポイントの申込み期限が、2月末から5月末へ延長されました。市では、下記のとおり手続きのサポートを行いますので、ぜひご活用ください。

■ サポート日時

会場	日時
市役所本庁舎 1階	平日 午前8時30分～正午 午後1時～5時

※車で来庁する場合は市営中央駐車場をご利用ください。
※受付人数が多い場合には、途中で受付を終了する場合があります。

■ マイナンバーカードの申請サポート

内申請方法の説明、申請用写真の撮影とインターネットを利用した申請サポート、受取方法の説明

持「申請書」または「本人確認書類」

※3月1日以降のマイナンバーカードの申請はマイナポイント対象外です。

■ マイナポイント申込みなどのサポート

内制度および手続き案内、マイナポイント申込み、健康保険証利用登録・公金受取口座登録のサポート

持マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号、申し込みたいキャッシュレス決済サービスの情報、本人名義の預金通帳

■ マイナポイント申込み

内カード新規取得(①)健康保険証利用登録(②)公金受取口座登録(③)を行ったうえでマイナポイント申込みをすると、最大で合計20,000円分(①最大5,000円分②・③各7,500円分)のポイントが受け取れます。

対令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人

用令和5年5月末までに「マイナポイントアプリ(スマホ用)」または「マイナポイント申込みサイト(パソコン用)」で申込み

注▶健康保険証利用登録、公金受取口座登録を済ませている人も、改めてポイント受取りのための申込みが必要

▶マイナンバーカード取得時の5,000円相当ポイントの申込みをしても、改めてポイント取得の申込みが必要

▶申請期間終了間近は混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問市民課 ☎ 971・0178

問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178



▲市 HP



▲総務省 HP

Mishima 3.15

COVER PHOTO

表紙

「令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール」で、会長賞を受賞した南中学校1年生の高田梓さんの作品です。

みなさん投票にお出かけください。

(関連記事：27ページ)

広報みしまをスマホでも！
無料アプリ「マチイロ」から！▶



CONTENTS

目次

- 2 マイナンバーカード・マイナポイント手続きサポート
- 3 統一地方選挙
- 8 私たちのウェルビーイング
- 10 自主運行「きたうえ号」と「ふれあい号」を紹介します
- 12 みしま情報便 (information)
高齢者バス等利用助成券の配布 / ゆずりあい駐車場制度 / 国民年金学生納付特例 / KENPOS 登録&相談会 / 狂犬病予防集合注射 ほか
- 15 お知らせアラカルト
- 18 習い事で豊かな生活を
- 22 スポーツ少年団団員募集
- 24 移動図書館ジンタ号巡回予定
- 25 新型コロナウイルスワクチン接種関連情報
- 26 これぞ、自治会・町内会！ / ガーデンシティみしま
- 27 フォトマイタウン
- 28 三島みどりまつり

折り込み (はずしてお読みください)

「ごみ減量トレンドィ」

▶▶次回発行は4月1日号

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今号に掲載している各行事などについて、今後の状況により中止、延期または内容変更する場合があります。

4月9日(日)・23日(日)は投票へ！

統一地方選挙

投票時間
朝7時▶夜8時

4月9日(日) 県議会議員選挙



◀詳細は
こちら

告示日：3月31日 三島市県議会議員定数：2人

投票できる人は・・・

平成17年4月10日以前に生まれた人で、令和4年12月30日以前に三島市に住民登録を済ませ、引き続き住んでいる人です。

県内他市町へ転出する人は・・・

令和4年12月31日以降、県内の他市町へ転出した人は、投票の際に引き続き静岡県内に住所を有することの証明、または確認が必要となります。

県外へ転出する人は・・・

投票日の前日（4月8日）までに、県外へ転出した人は投票できません。

市内で転居した人は・・・

3月13日以降に市内転居届（市内での住所異動）を出した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

4月23日(日) 市議会議員選挙



◀詳細は
こちら

告示日：4月16日 議員定数：22人

投票できる人は・・・

平成17年4月24日以前に生まれた人で、令和5年1月15日以前に三島市に住民登録を済ませ、引き続き住んでいる人です。

市外へ転出する人は・・・

投票日の前日（4月22日）までに、市外へ転出した人は投票できません。

市内で転居した人は・・・

3月30日以降に市内転居届（市内での住所異動）を提出した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。



投票にお出かけ
ください

共通事項

代理投票ができます

文字が読めない人や書けない人は、投票所で係員に申し出てください。秘密を守り、投票のお手伝いをします。

点字投票ができます

目の不自由な人は点字投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

入場券を紛失したときは…

投票所入場券を紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票ができます。当日、該当する投票所の受付に申し出て下さい。

選挙公報をご覧ください

選挙公報は新聞折り込みでお届けします。非購読世帯などでお手元に届かない場合は、次の施設に設置する公報をご利用ください。また、郵送を希望する場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

■選挙公報の備え付け施設

公共施設 ▼市役所（本館、大社町別館、中央町別館）